

(平成22年7月7日報道資料抜粹)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件

## 広島国民年金 事案 895

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から同年8月まで

申立期間について、社会保険事務所（当時）から、国民年金保険料が還付されていると回答があったが、私は、A町（現在は、B町）と転居後のC町において重複納付していたなどで、その一方が還付されたとしても、片方は残っており、国民年金の納付期間に空白はないと思っていた。

A町とC町に納付した保険料の両方が還付されたため、申立期間について空白となっているのか、その事情は分からぬが、両方が還付されたのであれば社会保険事務所のミスではないか。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の所持するA町発行の昭和48年4月から同年8月までの国民年金保険料領収書が確認でき、申立人の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄においては、昭和48年1月から同年3月までのA町の検認記録が確認できる。

また、上記領収書の領収年月日とA町の国民年金被保険者名簿の検認記録欄の年月日は一致する上、同領収書の国民年金保険料（1か月 550 円）は当時の保険料額と一致する。

一方、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、「還付決定 47.4~51.9 ¥46,950 54.5.16 還付決定」と申立期間を含む国民年金保険料が還付されている記録が確認できるが、申立期間については、オンライン記録上厚生年金保険の被保険者となった事実は無く、ほかに申立人が共済組合に加入していた等の事情も無いことから還付する理由が見当たらないため、誤って還付されたものと考えられ、還付前の保険料は納付済みであったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

## 広島国民年金 事案 896

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 34 年生

住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間当時は A 県 B 市で専門学校に通っていたが、祖父（平成元年死亡）が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていた。昭和 55 年 3 月に実家の C 市に帰ってからは、保険料は自分で納付していた。申立期間だけが未納となっているが、納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間以外の保険料はすべて納付済みである。

また、申立人は申立期間について、祖父が国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 県 B 市において、20 歳到達者に対する加入勧奨により、昭和 54 年 11 月 19 日に払い出されていることが同市の記録により確認できる上、申立人の国民年金被保険者台帳により、同年 11 月及び同年 12 月の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料の納付書も昭和 55 年 3 月に C 市へ転入する前に、B 市で発行されていたと考えられ、現年度納付が可能であった。

さらに、申立人は、昭和 55 年 3 月 14 日に実家の C 市に転入後は自身が国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間直後の同年 4 月からの保険料は現年度納付していることが申立人に係る被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿により確認できる上、申立期間の保険料は、C 市への転入前に B 市で納付されなかつたとしても、転入後の C 市において、57 年 7 月まで過年度納付が可能である上、D 社会保険事務所（当時）は、申立期

間当時、納付状況の報告が毎年5月ごろに行われ、これを受け未納者に対して管轄社会保険事務所から納付書が発送されることとなっていたと回答していることを踏まえると、申立期間後の保険料を現年度納付しながら、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

## 広島厚生年金 事案 1406

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 30 年 10 月 12 日から 36 年 7 月 2 日まで

私は、昭和 36 年 7 月に結婚のため A 社を退職し、夫とともに農業で生計を立てていたが、当時は脱退手当金の制度は知らなかった。

脱退手当金を支給された記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が申立期間の直前に勤務した事業所に係る被保険者期間（3か月）が未請求となっており、申立人が請求したとすれば当該期間を失念することは考えにくい。

また、申立人が申立事業所を退職した直後の昭和 36 年 11 月から通算年金制度が創設されたところ、申立人は支給日の約 1 年後の 38 年 3 月に国民年金に加入し、その後約 9 年間にわたり保険料を納付していることから、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考えにくい。

さらに、申立人は申立事業所を退職して約 2 か月後に婚姻のため改姓しており、改姓後、おおむね 6 か月後に脱退手当金の支給決定がされているところ、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿において、申立人の氏名変更処理は行われておらず、このことからも、申立人が請求をしたとは考えにくい。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 広島厚生年金 事案 1407

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 33 年 7 月 10 日）及び資格取得日（昭和 36 年 2 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和 33 年 7 月から 34 年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 35 年 9 月までは 1 万 4,000 円、同年 10 月から 36 年 1 月までは 1 万 8,000 円とする必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 11 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 33 年 7 月 10 日から 36 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日に A 社に入社して、40 年 5 月に退職するまで正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A 社において昭和 33 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、33 年 7 月 10 日に資格を喪失後、36 年 2 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、33 年 7 月から 36 年 1 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚が記憶している当時の給与担当者は、「私は申立人と同じ昭和 33 年 4 月 1 日に、正社員として入社し、40 年 11 月に退職するまで厚生年金保険に欠落は無い。申立人も継続して勤務し、途中で辞めた記憶は無いので、申立期間の厚生年金保険料も給与から控除していたはずだ。」と供述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間

前後の期間を含め、申立人のほかに厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、再度資格を取得した者は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の被保険者名簿の記録及び申立期間における申立人と同年代の同僚の記録から、昭和33年7月から34年9月までを1万2,000円、同年10月から35年9月までを1万4,000円、同年10月から36年1月までを1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和33年7月から36年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 広島厚生年金 事案 1408

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年4月1日に、資格喪失日を同年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月1日から同年8月10日まで

私は、昭和20年4月1日付けでA社に採用され、終戦直前の同年8月10日まで、B工場で設計要員として勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「准員ニ採用ス」と記載された昭和20年4月1日付けのA社の採用通知書を所持している上、同社では、従業員を整理、解雇した記録が確認できるのは終戦後であると回答していることから、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人は設計図を勤務先から同社のC工場へ持参していたと供述しているところ、申立期間において同社での厚生年金保険の加入記録がある者で、住所が判明した4人に照会したところ、このうち同工場に勤務していた1人は、設計図の受渡しについて申立人と同様の供述をしている上、別の2人も、「徴用で同社に勤務していた自分でさえ、保険料を控除されていたので、申立人のように正規に採用された社員であれば、保険料は控除されていたはずである。」と供述している。

さらに、申立人は採用通知書と同日付けの月俸45円を支給する旨の通知書を所持していることから、給与の支給が認められ、厚生年金保険料も控除されていたものと考えるのが自然である。

加えて、申立事業所では、申立期間当時の関係資料は保管しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除及び納付については確認できないとしているが、申立人の所持する採用通知書から、申立人が正規に採用されていた社員であったことは事実であり、厚生年金保険料を控除していなかったという理由は見当たらないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する前記の月俸通知書から 50 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 20 年 4 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 広島厚生年金 事案 1409

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和42年5月21日から同年7月10日までの期間及び申立期間②の期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年5月21日に、資格喪失日に係る記録を43年12月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①のうち、昭和42年5月21日から同年7月10日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月1日から同年7月10日まで

② 昭和42年11月25日から43年12月27日まで

私は、A社B支店が開店した昭和42年4月から、同支店が閉鎖された43年12月まで事務員として勤務した。

その間、給与額に変動は無かったと記憶しているので、厚生年金保険料が控除されていたはずであり、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

なお、当時の同僚は、昭和43年12月27日まで加入記録がある。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和42年7月10日に資格を取得し、同年11月25日に資格を喪失している。

しかし、申立人は、昭和42年5月21日から同年11月25日まで雇用保険の加入記録があることから、申立期間①のうち、昭和42年5月21日から同年7月10日までの期間について、申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶している同僚（事務職）は、昭和42年8月1日から43年12月27日までの期間に申立事業所で厚生年金保険の加入記録があり、

「申立事業所に勤務していた申立人の紹介で入社し、B支店が閉鎖されるまで申立人と一緒に勤務した。」と供述していることから、申立人は、申立期間②について、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚にアンケート調査を行った結果、回答があった 11 人のうち、申立人と同様に事務職であった同僚 7 人のうち 6 人は、勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致していると回答していることから、事務職については、厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されていたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 42 年 5 月 21 日から同年 7 月 10 日までの期間及び申立期間②の期間の保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前記の同僚の加入期間の標準報酬月額に変動が無いこと及び申立人に係る申立事業所における昭和 42 年 7 月及び同年 10 月のオンライン記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①のうち、昭和 42 年 5 月 21 日から同年 7 月 10 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に廃業しており、事業主の所在も不明のため、事業主からは回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①のうち、昭和 42 年 4 月 1 日から同年 5 月 20 日までの期間については、雇用保険の加入記録が無い上、同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和 42 年 4 月 1 日から同年 5 月 20 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

## 広島国民年金 事案 897

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年11月から9年1月まで

私は、平成9年1月ごろにA市役所で住民票及び納税証明書の交付を申請した際に、「失業保険を受けたときに、国民年金保険料が未払いである説明を受け、「失業保険を受給しないのだから年金は納めなくてもいいのではないか。」と質問をしたが、「失業保険と国民年金は全く別のものであるから、国民年金保険料を納付しないと将来、年金を受給できなくなる。」との説明を受けたため、その時点で国民年金保険料の支払いをしたので、未加入期間とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が昭和54年4月1日に就職した際に交付された厚生年金保険被保険者記号番号であり、転職後のB社での厚生年金保険の加入記録も当該基礎年金番号で管理されていることが確認できるが、当該基礎年金番号に申立人の国民年金の加入記録は確認できない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする平成9年1月は、基礎年金番号導入後であり、上記基礎年金番号により国民年金の加入及び納付は可能であるものの、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、A市役所が保管する平成8年度及び9年度の国民年金収納状況表においても、申立人の国民年金保険料の納付記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

## 広島国民年金 事案 898

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月分の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年3月

私は、平成2年3月2日にA事業所を定年退職し、同年4月1日に再就職先に入社することになっており、退職に際し、同事業所の総務課長から、申立期間の国民年金保険料を納付するよう指示を受けたため、妻と二人でB市役所に出向き、納付した金額は覚えていないが、夫婦二人分の保険料を納付したはずである。

社会保険庁（当時）の記録では、一緒に納付した妻は納付済みとなっているのに、私だけ未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年3月2日にA事業所を定年退職する際、同校から申立期間の国民年金保険料を納付するよう指示を受けたとしているところ、同事業所では申立期間当時も現在も、退職者には前述のような指導を行っていることが確認できる。

しかしながら、申立人とその妻が国民年金保険料を納付したとするB市役所に申立人の国民年金被保険者台帳は無く、申立人が唯一所持する年金手帳には国民年金の記号番号の記載が無いことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「納付した時期は定かではないが、A事業所の定年退職前に夫婦でB市役所に行き、国民年金の加入手続きをし、保険料を納付したと思う。」としているところ、同市では、「厚生年金保険等の加入期間中に、国民年金の被保険者資格を未来日で取得し、保険料を前払いすることはできなかった。」としている。

さらに、オンライン記録によると、申立人の妻に係る平成2年3月2日の

第3号被保険者から第1号被保険者へ、同年4月1日の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更の処理が同年5月22日にまとめて行われている上、申立期間に当たる同年3月分の国民年金保険料が、同年6月26日に過年度納付されているなど、申立人が主張する内容と相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 899

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 23 年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 50 年 4 月から 56 年 3 月まで  
② 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、会社を退職後、国民健康保険の加入手続時に国民年金の加入手続もした。当時は申請免除の制度自体も知らなかつたので、手続をするはずもないし、毎月、金融機関で国民年金保険料を納付してきたので、未納（申立期間①）又は申請免除（申立期間②）とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号払出日は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号の払出日から昭和 56 年 2 月から 7 月ごろと推定されるところ、A 市の「国民年金事業のあゆみ」によれば、同年 6 月に年金未適用者解消対策として、国民健康保険の加入者で国民年金未加入者の 30 歳から 35 歳までの者に対して制度の概要を説明したリーフレット及び回答用はがきを送付し、個別に国民年金の加入勧奨を実施したと記述されており、当時 33 歳であった申立人は、当該加入勧奨を受けた可能性があり、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 50 年 4 月にさかのぼって被保険者資格を取得するとともに、申請免除の手続も行ったと考えるのが自然である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の加入者（前後各 6 人）の保険料納付記録を確認したところ、昭和 56 年度までの未納者が大半であり、その後、申立人と同様に 56 年 4 月から申請免除をしているものが半数の 6 人確認できる。

なお、申請免除の手続は制度上、遡及しては行えないため、本件の場合、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年度以降が免除申請を行うこ

とが可能となる。また、免除申請は年度ごとに行う必要があるが、市役所が申立期間において2度にわたり申請免除の手続を誤って行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、国民健康保険料と国民年金保険料を毎月一緒に金融機関で納付してきたと供述しているが、A市は、昭和56年度までは、国民健康保険料の納期は年4回（6月、9月、12月、2月）であったとしていることから、当時の取扱いと申立人の供述に相違がみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

## 広島国民年金 事案 900

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から43年3月まで

私は、昭和47年4月に結婚する際、母親から、「最初から年金を掛けてあげているから、続けて掛けなさい。」と言われたことを覚えているので、母親が私の20歳からの国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が納付済みとされていないことに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、学生であったことから、国民年金の加入は任意である上、国民年金被保険者台帳によれば、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金の強制加入対象となった昭和46年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和46年4月3日に払い出されたものと推認できる上、申立人が保管している国民年金手帳には申立期間当時の氏名及び住所が記載されていることなどから、婚姻するまで氏名及び住所の変更のない申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続、保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれていたと申立人が主張する申立人の母親からは申立人の希望により話を聞くことができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親と同居していた申立人の妹も、20歳直後は国民年金に未加入であり、ほかに申立人

の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1401

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 18 日から 44 年 7 月 1 日まで

私は、父親が A 社で職人をしていたので同社に入社し、職人や工員として働いていた。

正確な入社時期や同僚の名前は覚えていないが、同社に勤めていた期間の厚生年金保険の加入記録が 2 か月しか無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 37 年 4 月 26 日から 44 年 3 月 25 日までの期間について、申立人は申立ての事業所において雇用保険に加入していたことは確認できる。

また、申立人と申立人の父親は、いずれも、昭和 35 年 7 月 1 日から同年 9 月 18 日までは A 社における厚生年金保険の被保険者記録が、44 年 7 月 1 日から 46 年 2 月 26 日までは B 社における被保険者記録があり、46 年 2 月 26 日に、再度、A 社において被保険者となっていることが確認できる。

しかし、申立期間当時、申立ての事業所において現場責任者であったとする同僚は、「当時、会社には下請けが多数出入りしており、申立人は下請けで親方をしていた父親の組（職人や工員などのグループ）で長期間働いていた。また、下請けの者を、必要に応じて一時的に当社の正社員とすることはあった。」と供述している。

また、申立ての事業所で昭和 37 年 7 月 26 日に被保険者資格を取得している別の同僚は、「申立人は、申立人の父親の下で働いており、当初は正社員ではなかったが、申立人の父親が組を解散した後、申立人の父親と同じ時期に正社員になったのではないか。」と供述し、申立人と申立人の父親と同様に 44 年 7 月 1 日に B 社で被保険者資格を取得している同僚二人は、「申立人は、A 社の下請けだった父親と一緒に働いていた。B 社は、A 社の下請けだった組の全部が集まって設立した会社だった。」と供述している。

さらに、申立ての事業所の事務担当者は、「申立期間当時の資料は無いが、申立人の退職金に係る資料があり、入社日を昭和46年2月26日として支払っている。また、正社員であれば、厚生年金保険に加入させているはずなので、記録が無い期間は正社員ではなかったのではないか。」と供述している。

加えて、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1402

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

また、申立期間②について、共済組合の組合員であったと認めるることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 18 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 37 年 2 月から 38 年 3 月 1 日まで

② 昭和 38 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 10 月に A 社の採用試験に合格し、高校卒業前の 37 年 2 月から採用前提の臨時雇用員として B 部署で働き、その後、同年 6 月から試用の臨時雇用員として C 部署に、同年 8 月から D 部署に勤務し、38 年 3 月 1 日に職員に採用された。

当時の「被保険者給与台帳」には、被保険者資格取得日が昭和 37 年 6 月 1 日と記載されており、厚生年金保険料が控除されていたのは明らかである。

しかし、申立期間①については、厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②については、共済組合の加入年月日が職員に採用された 38 年 3 月 1 日になっていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された採用書類及び A 社 E 支社から提出された人事関係書類（履歴カード、臨時雇用員就労カード及び臨時雇用員就労申告書）により、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことは確認できる。

そして、これらの記録によれば、申立人は昭和 37 年 2 月 4 日に臨時雇用員として雇い入れられ、同年 5 月 1 日の採用試験に合格後、同年 6 月 1 日に採用前提の臨時雇用員となり、38 年 3 月 1 日に試用員、同年 5 月 1 日に職員となつたことが確認できる。

しかし、申立人が勤務していた部署を管轄する A 社 E 支社は、昭和 38 年

11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていない時期であり、申立人が記憶する同僚も職員になる前の時期には、厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立ての共済組合では、「当時の非正規職員については、内部規定により日雇労働者健康保険と雇用保険には加入させていたと思われ、申立人から提出された被保険者給与台帳は、そのいずれかのものであると思われる。」としている。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立ての共済組合では、「共済組合には職員のみが加入でき、臨時雇用員及び試用員については共済組合の組合員にはなれず、申立人が共済組合員になったのは、職員発令を受けた昭和38年5月1日である。また、申立人から提出された印の押された採用書類に記載されている採用年月日の38年3月1日は試用員として採用された日付である。」としており、A社E支社から提出された履歴カードに「昭和38年3月1日：試用員を命ずる。同年5月1日：職員を命ずる。」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②において申立ての共済組合の組合員であったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が共済組合の組合員であったと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1403

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A 社の紹介で、昭和 43 年 4 月 1 日に A 社関連の B 販売店に入社し、44 年 4 月 1 日まで働いていた。

申立期間の年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が同時期に入社したと記憶する同僚の供述から、申立人が申立期間に B 販売店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、当該事業所に勤務していたとする期間の一部に、C 会 (A 社の関連組織) において厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、C 会の後継事業所である D 社の担当者は、「当社は、当時の C 会の被保険者記録を引き継いでおり、申立人の資格取得日は昭和 43 年 10 月 1 日、資格喪失日は 44 年 4 月 1 日である。」としており、当該取得日及び喪失日は、C 会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録と一致している。

また、D 社及び関係団体である E 会の担当者が、「当時の C 会では、それぞれの販売店主の意向・要請を受けて各販売店に勤務する従業員の厚生年金保険の加入手続を行っていた。」としていること、及び申立人を記憶する同僚が、「自分も昭和 43 年 4 月 1 日に B 販売店に入社したが、自分の資格取得日は 43 年 7 月 1 日となっている。」と供述していることから、事業主は、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時の販売店主は C 会の被保険者となっていなかったため特定できず、B 販売店の現在の店主も「当時の店主のことは知らない。」としている上、申立人が姓のみ記憶する他の同僚も特定できず、このほかに、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1404

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 59 年 11 月 21 日から平成 3 年 5 月 20 日まで

私は、結婚後に妻の父の経営する会社で働き、離婚するまでの約 7 年間勤務した。当時、国民健康保険組合は加入していたはずなので、厚生年金保険にも加入していたと思う。調査の上、記録を訂正して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立ての事業所は昭和 58 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、59 年 3 月 30 日に適用事業所ではなくなっているため、申立期間は適用事業所となっていない時期であり、申立人を記憶している同僚は、59 年 3 月 30 日に申立ての事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後も平成 2 年ごろまで働いていたとしているが、資格喪失後の申立期間中に厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できない。

また、申立人は「申立期間当時、給与は事業主から直接受け取っておらず、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からぬ。」と供述しており、当時の事業主は連絡先不明のため供述が得られない。

さらに、申立人が記憶する国民健康保険組合の加入記録について、関係団体に照会したが加入記録は確認できず、このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1405

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年 生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

私は、中学卒業後に A 社に入社し、夜学に通いながら主に B 業務に従事し、昭和 35 年 3 月まで勤めていたのに、厚生年金保険の被保険者記録は 33 年 7 月のみで、その後の 33 年 8 月から 35 年 3 月までが未加入とされている。中学の同級生で一緒に勤務し、学校は違うが、夜学に通っていた同僚を覚えており、厚生年金保険料はずっと引かれているものと信じていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 7 月 1 日に申立事業所において厚生年金保険の資格を取得していることから、この時点で、申立事業所に勤務していたことは認められるものの、その後の 34 年 3 月から同年 11 月までの間に厚生年金保険の資格を取得している同僚 8 人にアンケート調査を行った結果、回答のあった 5 人全員が申立人についての記憶がない。

また、申立事業所は、申立期間当時の事業は既に廃業し、当時のことについて詳しい者もいないため、当時の従業員の状況については不明であるとしており、申立人が、申立期間も継続して勤務していたことが確認できない。

さらに、中学卒業後に申立人と一緒に申立事業所に入社し、別の夜間学校に通っていたとする同僚は、自身の申立事業所での勤務期間に係る記憶も定かではなく、申立期間当時の申立人の勤務状況についても記憶が明確ではない上、当該同僚の申立事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1410

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月10日から43年4月1日まで

私の夫は、昭和42年4月から43年3月までA社に勤務した。当時の家計簿に、厚生年金保険料（1,350円）を支払った記載があるので、厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間において申立事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局には商業登記の記録も無い。

また、申立人の妻が主張している申立事業所の所在地の近くに、申立事業所と類似した名称の事業所はあるが、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の従業員は申立人を記憶しておらず、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時の家計簿に「厚生年金 1,350円」という記載があることから、当時は、給与から厚生年金保険料が控除されず、家計簿から支出して支払っていたのではないかと主張しているところ、当該額は、申立期間及びその前後の期間において国民年金の納付記録のある申立人の妻及び同居していた女性の国民年金保険料額と一致していることから、当該家計簿に記載されている金額は、当該二人の国民年金保険料であったことがうかがわれる。

加えて、申立人は既に死亡しており、申立人の妻は申立人の同僚を記憶しておらず、このほか申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保

険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1411

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 39 年 10 月 12 日から 42 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 39 年 10 月 12 日から 42 年 3 月 31 日まで勤務した A 社を退職する際、会社から年金手帳を渡され、脱退したい場合は、社会保険事務所（当時）に年金手帳を送ると脱退手当金が支給される旨を聞き、送付したが、社会保険事務所から何の連絡も無く、現金書留などが届いた記憶も無い。

脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、オンライン記録において、支給金額及び月数に誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 42 年 9 月 12 日に支給決定されていることが確認できる上、年金事務所において、脱退手当金を支給するために必要な申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されているところ、同請求書には申立人の署名、押印があるとともに、添付資料として申立人に係る昭和 42 年分の退職所得の源泉徴収票が添付されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金裁定請求書等に「小切手交付済 42.9.12」の押印があり、国庫金の送金が行われたことが確認できる上、脱退手当金計算書によると、社会保険事務所が申立人の実家の近くの B 銀行 C 支店を支払場所としたことが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1412

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年4月8日から同年7月27日まで  
私は、昭和24年3月に中学を卒業し、A港に寄港したB社のC丸の船長の世話で、同年4月8日から同年7月27日まで船員として乗船した。

同船に乗船していた3人のうち、存命の船員に話を聞いたところ、C丸に乗船していた期間の年金を受給しているとのことであったので、私には申立期間に係る船員保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているC丸の船員が、「自分がC丸に何年から何年まで乗船したかは正確には覚えていないが、申立人は、C丸に乗船していた。」と供述していることから、申立人がC丸に乗船していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立人が乗船していたとする船舶（C丸）及び事業所（B社）が船員保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚3人は、申立期間の一部を含む昭和24年3月1日から同年6月1日まで申立事業所とは別の事業所（D社）で船員保険加入記録がある。そこで、D社に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無い上、申立人は、同社については記憶が無いと供述している。

さらに、D社は昭和28年ごろに船員保険の適用事業所ではなくなっており、同社とC丸との関連などを確認することができず、ほかに申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1413

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 50 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 10 年 3 月 26 日から同年 8 月 1 日まで  
② 平成 11 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A 社に平成 7 年 12 月に入社後、時期は不明だが同社の関連会社である B 社に移り、平成 19 年 5 月末に同社を退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、ねんきん特別便の被保険者記録を見ると、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、どちらに在籍していたのか分からぬが、継続勤務していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人は、A 社及び B 社の取締役の供述から、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は、申立期間①当時の関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除については不明としている上、照会に回答のあった同僚一人も厚生年金保険料の控除等については不明としている。

また、A 社に係るオンライン記録では、申立人が名前を記憶している同職種の上司についても、申立期間①は厚生年金保険の被保険者ではない。

さらに、オンライン記録から、A 社が、申立人に係る平成 10 年 3 月 26 日の資格喪失の手続を同年 3 月 30 日に行っており、その際、健康保険証が返却されていること及び同年 8 月 1 日の資格取得の手続を同年 8 月 7 日に行っており、その際、健康保険証が交付されていることが確認できる。

#### 2 申立期間②について、A 社は平成 11 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、B 社は同年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用

事業所となっていることから、この間、両事業所に勤務している者は厚生年金保険の被保険者となることができないところ、オンライン記録では、上記取締役が申立期間②当時勤務していたと供述している申立人を含む全員（4人）は、厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、A社及びB社は、申立期間②当時の関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除については不明としている上、照会に回答のあった同僚一人も厚生年金保険料の控除等については不明としている。

加えて、オンライン記録から、A社が、申立人に係る平成11年7月21日の資格喪失の手続を同年8月2日に行っており、その際、健康保険証が返却されていること及びB社での同年8月1日の資格取得の手続を同年8月25日に行っており、その際、健康保険証が交付されていることが確認できる。

3 このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1414

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月19日から43年3月5日まで

私は、昭和40年3月19日から43年3月5日までA氏所有のB丸に船長として乗船し、一緒に乗船していた船員が水死した際、船員保険の届出を行った記憶がある。

申立期間直前に同じ船主の船に乗っていた期間は、船員保険の記録が有るにもかかわらず、申立期間について船員保険の記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳に、「B丸に昭和40年3月19日就職、42年8月7日に退職、B丸に同年12月28日就職、43年3月5日に退職」と記載されていることから判断すると、申立人は申立期間のうち、当該期間については、B丸に乗船していたことが認められる。

しかしながら、当該船員手帳には、「共有船主船長 就職証明」との記載もある上、申立期間前後において申立人に船員保険の加入記録がある期間の記載内容（雇入及び雇止）とは明らかに異なっており、これは、申立期間については船員ではなく、船主船長としてB丸に乗船したことを示したものと考えられ、申立人は、船員保険法第17条に規定する「船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用せらるる者」には該当していなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間における当該船舶の船員保険被保険者名簿の被保険者証記号番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

このほか申立人の申立期間における船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1415

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和 62 年 6 月から同年 9 月まで  
② 昭和 62 年 11 月から 63 年 2 月まで  
③ 平成 4 年 1 月から同年 2 月まで  
④ 平成 4 年 6 月から同年 8 月まで  
⑤ 平成 6 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間①は A 社に、②は B 社に、③は C 社に、④は D 社に、⑤は E 社に、それぞれ 6 か月勤務し、退職後に離職票の交付を受けて、失業給付を受給した記憶があることから、各申立事業所における厚生年金保険の記録が 6 か月に満たないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は、申立期間①の F 社 (A 社の承継事業所) で昭和 62 年 4 月 15 日から同年 6 月 21 日まで、申立期間②の B 社で 62 年 9 月 1 日から同年 11 月 16 日まで、申立期間③の G 社 (C 社から名称変更) で平成 3 年 9 月 21 日から 4 年 1 月 23 日まで、申立期間④の D 社で 4 年 3 月 11 日から同年 6 月 29 日まで、申立期間⑤の E 社で 5 年 10 月 12 日から 6 年 1 月 22 日までとなっており、F 社における雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日は同日となっているものの、そのほかの雇用保険の加入記録は厚生年金保険の加入記録と整合している。

また、申立期間②及び⑤については、それぞれの申立事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の内容とオンライン記録の厚生年金保険の加入記録は一致している。

さらに、申立人は、「申立事業所では、すべて 6 か月間勤務し、各事業所を

退職した後に離職票を受け取り、失業保険をそれぞれ 6 か月受給した。」と主張しているところ、申立人の雇用保険の記録では、申立期間③及び⑤の申立事業所の離職後に離職票が交付されたことは確認できるが、当該事業所離職後における雇用保険の失業給付の記録は確認できず、申立期間①、②及び④の申立事業所の離職後については、離職票の交付は確認できない。

加えて、雇用保険の記録では、申立人は、申立期間④の申立事業所の後に勤務したH社を平成 5 年 6 月 30 日に離職した後、同年 9 月 28 日に離職票の交付を受け、雇用保険の失業給付を受けており、申立期間③及び④の申立事業所における雇用保険被保険者期間は、当該給付の給付日数の算定基礎期間に通算

(雇用保険法 22 条 3 項) されていること、及び申立期間③及び⑤の申立事業所の離職後に離職票が交付されており、当該離職票は事業所から被保険者であった者に交付することとされていることを踏まえると、申立人は、申立期間③、④及び⑤の申立事業所における雇用保険の被保険者期間がそれぞれの申立事業所での勤務期間であったことを認識していたものと考えられる。

また、国民年金のオンライン記録によれば、申立期間①は、平成 8 年 12 月 17 日の国民年金第 3 号被保険者の特例届出の入力処理により、未納から国民年金第 3 号被保険者期間に訂正されていることから、申立人は、同年 12 月ごろに国民年金第 3 号被保険者の特例届出をしたものと推測でき、当該時点では、申立期間①は厚生年金保険の被保険者期間ではないと認識していたものと考えられる。

このほか、申立事業所に係る同僚に照会したが、回答があった者のうち、申立人を記憶していたのは、申立期間③の申立事業所に係る同僚二人しかおらず、その同僚二人の供述からは、申立人が申立期間③に申立事業所に勤務していたことは確認できない上、申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。